

12月3日の記者会見における広島大学教職員組合の声明

運営費交付金が大幅に減額されようとしています！

1) 財務省のねらい

財務省は、本年7月29日の経済財政諮問会議に2005年度予算の概算要求基準(シーリング)の枠組を示し、その中で政策判断により予算額が増減する「裁量的経費」に対して、「前年度比で2%減」とすることとされています。国立大学法人法第7条は、国が国立大学法人に出資「できる」という条文がはめ込まれており、財務省の主張は、この出資は義務的経費ではなく裁量的経費ということです。したがって、このまま事態が推移すれば、平成17年度以降の運営費交付金には、0.98(毎年2%減)のシーリング係数をかけ続けるという状況になります。

文科省は、これまでの国立大学特別会計を引き継ぐ運営費交付金を義務的経費とみなして、平成16年度概算要求を準備していました。これは、人件費=義務的経費という基準が存在すると信じて、一般会計からの繰入金の9割を占める人件費を義務的経費とみなしていたためです。しかし、平成17年度以降はそれが崩れることになります。

2) 効率化係数について

さらに驚くべきことに、運営費交付金全体に対して1%を越える効率化係数がかけられる危険が存在します。先行した独立行政法人には、すでに効率化係数(1%減)が課されています。そうなると、「シーリング2%+効率化係数1%以上」という図式に従って、運営費交付金が平成17年度から毎年削減される状況に突入することを意味します。そうなれば、すでに策定して文科省に提出した6年間の「中期計画」を実施することは出来ません。大学財政とそれに立脚する国立大学の運営は、崩壊の危機に立たされているのです。

3) 運営費交付金削減に反対します

広島大学教職員組合は、高等教育予算を構成する国立大学法人運営費交付金が、社会の健全な発展にとって不可欠の義務的経費であるという視点に立脚し、大学財政の強化とその運営の自主性の獲得を要求します。その上で、次のように行動します。

- (1) 国会に対して：今回の事態は、国会における国立大学法人法案審議過程を無視したものであり、さらに附帯決議にも明白に反します。衆参両院に対して、行政府が作り出した異常な事態を国政調査権に基づき調査し、それを解決するために必要な措置を求めます。
- (2) 財務省・文科省に対して：財務省・文科省が準備している運営費交付金の算出ルール(2005年度から適用)を直ちに公開し、国立大学との合意なき算出ルールを作らないように要請します。
- (3) 政府に対して：上記の算出ルールは2004年度概算要求書に添付され、12月末までに閣議決定される危険があります。国立大学との合意のない算出ルールを閣議決定させないように要請します。
- (4) 社会に対して：以上の立場を、広く社会に向かって発信します。

参考資料：参議院附帯決議 (2003.7.8)

十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。

このままでは運営費交付金が大幅に削減します。
そうならないよう、広島大学執行部は国大協声明を支持し、広く社会に訴えて下さい。

平成15年12月15日

広島大学教職員組合執行委員長 佐藤清隆

財務省は、国立大学法人への運営費交付金を義務的経費ではなく裁量的経費に入れて、平成17年度から毎年2%減額(シーリング)する方針を平成16年度概算要求に盛り込もうとしています。また、運営費交付金全体に効率化係数(毎年1%以上減額)をかけようとしています。そもそも、当初の法人化の制度設計においては、中期計画を実施した後の評価に基づいて、運営費交付金の増減が決まる仕組みになっていました。このような財務省の方針は、法人化の制度設計を根底から覆すものです。そうなれば先進国でもダントツに低い高等教育への公的財政支出がさらに減額され、大学財政が破綻します。そのために授業料の増額は避けられなくなり、学生や保護者の負担も耐えられなくなります。

なお「減額を相殺する増額」を設定して、大学側を安心させる動きもあります。しかし減額分の数字が明確であるのに対して、増額分の内容は未だに不明です。たとえ増額があるとしても、それは国の政策として重点的な分野に絞られ、国立大学の組織改編や人員整理をその方向に誘導するものです。

また、12月12日付けの科学新聞は、財政投融資からの借入金残高の総額「1兆数千億円」を各国立大学法人がそのまま引き継ぐと報じています。この措置は、運営費交付金の削減と合わせて、国立大学の自主的自律的な運営体制の確保に暗雲を覆いかぶせることになるのです。科学新聞は「基本的な法人設計で失敗してしまうと、修復不可能な事態にもなりかねない」と警告しています。

以上のような構想を含む平成16年度予算案が12月20日に提出され、閣議決定が24日に予定されています。

先週、国立大学協会(国大協)は、運営費交付金削減に反対する声明を発表しました。東京大学の研究科長・研究所長・センター長は、12月9日に別紙のように国大協を支持する声明を出しました。広島大学教職員組合は、12月3日に以下の声明を発表し、広島県庁記者クラブで広く社会に訴えました。

本学執行部も、国立大学法人の制度設計を悪化させないように、広く社会に訴えてください。

平成15年12月9日

国立大学協会の緊急要望に関する意見表明

今回の国大協理事会の緊急要望の内容は、私たちの抱いている危機感と軌を一にしている。

東京大学は、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とし、日本国民と人類の未来に貢献したいと願い、各分野の指導的人材を養成しようとしている。私たちは、今回の国大協理事会の姿勢を支持するとともに、政府に対して、日本の未来を創る高等教育と学術・研究の条件整備に取り組むよう改めて訴えるものである。

大学制度の改革は、国の将来に甚大な影響を及ぼす大問題である。「教育立国」「人材立国」あるいは「科学技術立国」という国の根幹に関わる問題である。周知のように、国立大学は来春4月より国立大学法人というまったく新しい運営組織のもとで、再スタートを切る。国立大学法人法の成立は本年7月。わずか8ヶ月という短期間の中で、明治以来の大変革を成し遂げなければならない。東京大学は、「学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させること」を基本目標として本学憲章に掲げている。この基本精神を、法人化という高等教育制度の重大な変革を最大限に生かし実現するために、東京大学は周到な準備を行ってきた。

しかしながら、いま来年度予算案の作成が急ピッチで進むなか、そもそも「国立大学法人」とは、単に支出減らしの安易な便法とした発想ではなかったか、と疑わざるえない事態が生じている。

この法人化の目標は大学運営に対する省庁の瑣末な関与を極力排除して、大学の自律性を高め、我が国の大学を国際競争に耐える一層質の高いものにするという点にあったはずである。そして、国立大学法人の予算については、六年間の中期計画の達成度と改革の実績を評価し、それに応じて資源配分を変えていくというのが共通の了解であり、そのために、既に、法律に基づいて国立大学法人評価委員会が発足している。

独立行政法人通則法と切り離し、国立大学法人法という独立の法律を作り、「教育研究の特性への配慮義務」が定められたのもこうした精神に基づいていた。

然るに、この法人の出発さえ見極めがつかないうちに、将来の運営費交付金の一率削減計画が文部科学省と財務省との間で練られている。予算案作成の技術的課題として、調整係数を毎年設定できること、附属病院はほぼ独立採算制のもとにおかれること、など極めて大きな影響を将来に潜めた案が作成され、平成17年度から実行に移されようとしているのである。

これは明白な約束違反であることはいうまでもない。その上、計画中の案が実施された場合、日本の高等教育、学術・科学技術研究の基盤の強化を図るという、国立大学法人化の当初の目的とは全く異なる結果をもたらすことは確実である。むしろ、単に政府の支出減らしのために国立大学法人法を作ったのではないかという当初からあった批判が実証されることになるであろう。

日本経済・社会の将来設計の根幹にあるべき、学術の発展について、国家戦略も無く、單なる予算の数あわせに墮し、学術の中身とは無関係に機械的に削減率を決め予算配分を決めようとしている志の低さが問題なのである。

国民の税金をどのように有効に用いるかについては慎重かつ責任ある議論が必要なことはいうまでもない。グランドデザインなしに、目先の官僚的技術論によって事柄を処理するのは最悪の事態である。国立大学の費用の最終的負担者であり、またその活動の受益者である国民が明確に理解できる形で国立大学予算のあり方を公開の場で議論するべきである。時間的余裕がない中、そうした議論を行う余裕がないということなら、少なくとも、国立大学法人の発足後、17年度以降の予算のあり方については、17年度予算編成との関連で十分時間をかけて検討するべきである。

東京大学は、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とし、日本国民と人類の未来に貢献したいと願い、各分野の指導的人材を養成しようとしている。

國は本学をはじめとする国立大学が、この使命を達成しようとしている努力を無にするのではなく、逆に日本の未来を創る高等教育と学術・研究の条件整備に取り組むべきである。

東京大学 大学院法学政治学研究科長	和夫 隆一郎
大学院医学系研究科長	信義 真穂
大学院工学系研究科長	廣大 定勝
大学院人文社会系研究科長	稻垣 賀美
大学院理学系研究科長	上村 勝洋
大学院農学生命科学研究科長	田島 美彦
大学院経済学研究科長	島會 誠
大学院総合文化研究科長	岡山 誠
大学院教育学研究科長	神渡 洋
大学院薬学系研究科長	島部 豊吉
大学院数理科学研究科長	野野原 吉方
大学院新領域創成科学研究科長	島野 博彦
大学院情報学環長	島中 雅彦
大学院情報理工学系研究科長	島下 朗文
医科学研究所長	中本 道夫
地震研究所長	下田 達茂
東洋文化研究所長	田島 達英
社会科学研究所長	山野 廉
社会情報研究所長	島田 明
生産技術研究所長	尾上 道
史料編さん所長	田中 道
分子細胞生物学研究所長	河原 茂
宇宙線研究所長	田島 道
物性研究所長	山田 道
海洋研究所長	仁花 道
先端科学技術研究センター長	西石 道
大学総合教育研究センター長	宮吉 小太